

関市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めることにより自分らしくありのままで暮らせる共生社会の実現を目指し、性別、性的指向又は性自認、家族のかたち、国籍、年齢等にかかわらず、一人ひとりの個性及び多様性を認め合えるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 性的少数者 性的指向が異性のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)の少なくとも一方が、本市の住民基本台帳に記録され、又は宣誓の日から3月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓者同士が直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族(以下「直系血族等」という。)でないこと。ただし、養子と養方の傍系血族との関係である場合を除く。
- (6) 宣誓者が外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓をする日程等について事前に市長と調整しなければならない。

2 宣誓者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(別記様式第2号。以下「確認書」という。)(以下「宣誓書等」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類(宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の宣誓者が住民基本台帳に記録されていることが分かる書類
- (2) 戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の宣誓者が現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者が宣誓書等に自ら記入することができないと認めるときは、当該宣誓者の双方の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令に基づき官公署が発行する免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、宣誓者本人の顔写真が貼付されたもの

(通称名の使用)

第6条 宣誓者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を第4条第2項の規定による提出をする際に市長に提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、第4条第2項の規定による提出をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第3号）及びパートナーシップ宣誓書受領証明カード（別記様式第4号）（以下「受領証等」という。）に同項の規定により提出された宣誓書の写しを添付して当該提出をした者に交付する。ただし、市長は、当該提出をした者が宣誓の日から3月以内に本市への転入を予定しているときは、当該提出をした者から本市へ転入した旨の申出があった後に受領証等を交付する。

2 前項の場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、氏名と併せて通称名を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第8条 受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、又は破損したためその再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

3 受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（記載事項の変更）

第9条 受領者は、氏名、住所その他第4条第2項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、パートナーシップ記載事項変更届（別記様式第6号）に受領証等及び変更内容を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により受領証等の返還をする場合は、この限りでない。

2 第4条第2項ただし書の規定は、前項の書類の添付について準用する。

（受領証等の返還）

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第7号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して市長に提出しなければならない。

（1）受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2）受領者の一方が死亡したとき。

（3）第3条第2号から第4号まで及び第6号のいずれかの要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領証等の返還を求めることを決定し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書（別記様式第8号）により受領者に通知する。

（1）受領者のパートナーシップが解消されたことが明らかになったとき。

（2）宣誓書等の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

（3）第3条各号に掲げる要件に該当しないことが明らかになったとき。

3 受領者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに受領証等を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合又は第2項の規定により受領証等の返還を決定した場合であって、受領証等が返還されないときは、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク制定）第4条に規定する構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証その他これに類するものの交付を受けている者が、本市への転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、第7条第1項の規定にかかわらず、受領書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領書等の交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書（別記様式第9号）及び確認書（以下「申告書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、

当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証その他これに類するもの

(2) 住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の継続申告者が住民基本台帳に記録されていることが分かる書類（申告書等の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、継続申告者が申告書等に自ら記入することができないと認めるときは、他の者に代筆させることができる。

4 市長は、第2項の規定による申告書等の提出があり、かつ、継続申告者双方の同意を得たときは、遅滞なくその旨を転出地である連携自治体に通知するものとする。

5 第1項の規定による受領証等の交付については、第3条、第5条、第6条、第7条第2項及び第8条から前条までの規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第11条第2項」と、第10条第2項中「宣誓書等」とあるのは「申告書等」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日）

この告示は、令和6年11月1日から施行する。